

# 石川県公報

令和7年3月3日(月曜日)

号 外

(第7号)

## 目 次

公 告  
○令和7年度前期技能検定実施公告

(労働企画課) 1

○令和7年度随時技能検定実施公告 (同) 4

## 公 告

### 令和7年度前期技能検定実施公告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和7年度前期技能検定の実施について、次のとおり公告する。

令和7年3月3日

石川県知事 馳 浩

#### 1 等級別の実施検定職種

前期(令和7年4月1日から同年9月30日までの期間をいう。)に実施する検定職種及び作業(随時実施の技能検定試験を除く。)は、次のとおりとする。

##### (1) 1級及び2級

検 定 職 種	作 業
造園	造園工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業
金属熱処理	一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業及びレーザー加工作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業及びダクト板金作業
工場板金	曲げ板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
鉄道車両製造・整備	内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業
建設機械整備	建設機械整備作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業及びいす張り作業
建具製作	木製建具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業

プラスチック成形	射出成形作業及び真空成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
石材施工	石張り作業
酒造	清酒製造作業
とび	とび作業
左官	左官作業
タイル張り	タイル張り作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業
表装	表具作業及び壁装作業
塗装	建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業
商品装飾展示	商品装飾展示作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

## (2) 3級

検 定 職 種	作 業
園芸装飾	室内園芸装飾作業
造園	造園工事作業
金属熱処理	一般熱処理作業及び高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
建築大工	大工工事作業
舞台機構調整	音響機構調整作業
商品装飾展示	商品装飾展示作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

## (3) 単一等級

検 定 職 種	作 業
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカークラス工事作業及び加熱ペイントマシンマーカークラス工事作業
塗料調色	調色作業
産業洗浄	高圧洗浄作業

## 2 試験科目

実技試験及び学科試験

## 3 実施期日

## (1) 実技試験

ア 令和7年7月13日(日)に学科試験を実施する検定職種

令和7年6月10日(火)から同年8月10日(日)までの間において石川県職業能力開発協会の定める日

イ アの試験日以外の日(日)に学科試験を実施する検定職種

令和7年6月10日(火)から同年9月9日(火)までの間において石川県職業能力開発協会の定める日

## (2) 学科試験

検 定 職 種	実 施 日
ア 3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和7年7月13日(日)
ア 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工及び塗装 イ 3級 金属熱処理 ウ 単一等級 産業洗浄	令和7年8月24日(日)
ア 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、内装仕上げ施工及び商品装飾展示	令和7年8月31日(日)
ア 1級及び2級 鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 イ 単一等級 路面標示施工及び塗料調色	令和7年9月7日(日)

## 4 実施場所

石川県職業能力開発協会から組合等を経由し、又は直接各受検者へ別途通知する。

## 5 実技試験問題の公表

令和7年6月3日(火)に石川県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、石川県職業能力開発協会から組合等を経由し、又は直接各受検者へ送付する。ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。

## 6 受検申請の手続

## (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その試験の免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 手数料(検定職種ごとに石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)で定める金額をいう。)

## (2) 提出先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## (3) 受付期間

令和7年4月7日(月)から同月18日(金)まで。ただし、郵送による場合は、当該期間内の消印があるものを受け付ける。

## (4) 申請書の用紙及び受検案内の配布

申請書の用紙及び受検案内は、石川県職業能力開発協会にて配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、石川県職業能力開発協会まで問い合わせること。

## (5) 注意事項

ア 技能検定は、働く者の職業能力を評価する試験であるので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となる。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者に係る受検申請については、1に掲げる検定職種以外の検定職種(指定試験機関が実施する検定職種を除く。)であっても受け付ける。

ウ 納付された手数料は、原則として返還しない。

#### 7 合格発表の日時、方法等

##### (1) 日時

ア 令和7年7月13日(日)に学科試験を実施する検定職種

令和7年8月29日(金)

イ アの試験日以外の日に学科試験を実施する検定職種

令和7年10月1日(水)

##### (2) 方法

石川県公報に合格者の受検番号を掲示するほか、石川県商工労働部労働企画課から書面にて通知する。

また、実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、石川県職業能力開発協会から書面にて通知する。

##### (3) 合格証書等の交付

1級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の合格者には石川県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

#### 8 試験結果の提供

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第61条第1項の規定により特定された利用目的の範囲内で行う情報提供のうち、受検者本人からの口頭による求めに応じて簡易な情報提供(以下「簡易提供」という。)を行う。

##### (1) 簡易提供を実施する場所

石川県商工労働部労働企画課

##### (2) 簡易提供を実施する期間及び時間

###### ア 期間

合格発表の日から起算して1か月間。ただし、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

###### イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

##### (3) 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券等官公署の発行する本人の写真が貼り付けられた証明書

##### (4) その他

本人の法定代理人には、提供することができない。

#### 9 問合せ先

##### (1) 合格発表についての問合せ先

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1533

##### (2) 受検申請の手続その他試験に関する詳細についての問合せ先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳芥1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

#### 令和7年度随時技能検定実施公告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和7年度随時技能検定の実施について、次のとおり公告する。

令和7年3月3日

石川県知事 馳 浩

#### 1 等級別の実施検定職種

前期(令和7年4月1日から同年9月30日までの期間をいう。)又は後期(令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)の期間にかかわらず随時実施する検定職種及び作業は、次のとおりとする。

## (1) 2級

検 定 職 種	作 業
さく井	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業
機械加工	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業及びダクト板金作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
染色	糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造作業及び靴下製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
石材施工	石材加工作業及び石張り作業
パン製造	パン製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
とび	とび作業
左官	左官作業
築炉	築炉作業

タイル張り	タイル張り作業
配管	建築配管作業及びプラント配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業
工業包装	工業包装作業

## 備考

この表に掲げる検定職種の試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

## (2) 3級

検 定 職 種	作 業
さく井	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業
機械加工	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業及びダクト板金作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
染色	糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造作業及び靴下製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業

帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
石材施工	石材加工作業及び石張り作業
パン製造	パン製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
とび	とび作業
左官	左官作業
築炉	築炉作業
タイル張り	タイル張り作業
配管	建築配管作業及びプラント配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業
工業包装	工業包装作業

備考

この表に掲げる検定職種の試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎 1 級若しくは基礎 2 級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装とする。なお、これらの試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

2 試験科目

## 実技試験及び学科試験

## 3 実施期日

実技試験及び学科試験とも令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間において石川県職業能力開発協会が別途定める日

## 4 実施場所

石川県職業能力開発協会から各受検申請者に別途通知する。

## 5 実技試験問題の公表

あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。

## 6 受検申請の手続

## (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 手数料(検定職種ごとに石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)で定める金額をいう。)

## (2) 提出先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## (3) 受付期間

原則として、受検を希望する期日の30日前まで受け付ける。

## (4) 申請書の用紙の配布

申請書の用紙は、石川県職業能力開発協会配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、石川県職業能力開発協会まで問い合わせること。

## 7 合格証書等の交付

## (1) 合格証書等の交付等

合格者には石川県知事名の合格証書が、2級及び3級の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

## (2) 合格通知

合格した者には、石川県商工労働部労働企画課から書面にて通知する。

また、実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、石川県職業能力開発協会から書面にて通知する。

## 8 試験結果の提供

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第61条第1項の規定により特定された利用目的の範囲内で行う情報提供のうち、受検者本人からの口頭による求めに応じて簡易な情報提供(以下「簡易提供」という。)を行う。

## (1) 簡易提供を実施する場所

石川県商工労働部労働企画課

## (2) 簡易提供を実施する期間及び時間

## ア 期間

合格の日から起算して1か月間。ただし、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

## イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## (3) 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券等官公署の発行する本人の写真が貼り付けられた証明書

## (4) その他

本人の法定代理人には、提供することができない。

## 9 その他

この公告の2級、3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした研修成果の評価又は修得技能等の認定に活

用されるものである。

10 問合せ先

(1) 合格発表についての問合せ先

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話番号 076-225-1533

(2) 受検申請の手続その他試験に関する詳細についての問合せ先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斉 1 丁目15番15号

電話番号 076-262-9020

